



だけ簡潔に確認をさせていただきたいというふうに思います。まず第1条については組合の経費についてという事で、これは規約の第15条第1項に規定する負担金で支弁する経費というのを掲げさせていただいております。こちらについては設置管理関係以外にも、地域振興にも要は単なる迷惑施設ではないという事をしっかり示していく付帯施設の部分もあるんですけども、そういった部分の建設管理に関する費用であったり、人件費というところについても盛り込ませていただいている次第でございます。勿論こういったものになってくるか、これは今後それぞれの財政状況も見ながら詳細については検討していくべきものというふうに認識をしております。第2条の所は負担金の算定方法について詳細を規定させていただいておりますけれども、基本的には各市町村のごみ量を基準として割っていくという形をとらせていただいております。次に第3条でございます、これは負担金の納付時期という事でございますので、ご清覧をいただければというふうに思います。そして第4条でございます、これは職員派遣について規定をしているものでございます。この事務組合は関係市町村からの派遣職員で構成するという事を前提としておりまして、関係市町村からの身分移管は行わない形での派遣という事でございますけれども、今後新規採用というような職員が出てきた場合にはその限りではないというふうにしていただいております。第5条の所でございますが、その職員の退職手当に関してという部分を規定させていただいております。これは一人当たりの額が大きくなっていく部分なんで、ご説明も一番必要になってくる所かなと思います。新規職員された職員についてはこれは組合という事でございます。この2項の所でございますが、関係市町村から派遣された職員に関してはア、イという形で区分をしておるところでございます。職員が派遣された場合当該職員の派遣期間に係る奈良県市町村総合事務組合の負担金については組合が負担するという部分と、そして次の所どういう形で退職金を払っていくか、これは色々考え方ございまして、派遣元が全部負うというようなケースも勿論事例によってはあるかと思うんですけど、仮に行った職員が10年とか15年とか、相当な期間この事務組合で働いたという事になった場合に、派遣元が全部という事になるとそれも又ちょっと不公平であろうという事で、この組合勤続期間の相当分については組合が負担するという形にさせていただければというふうに考えている次第でございます。続きまして、第6条でございます、これは基金という形で書かせていただきましたが、地元振興の部分でございます。これは私共2つのですから想定をしております、一つは施設そのものに付随するプラスαの部分、それは先程の1条に書かせていただいた部分でございます。ここは施設そのものに付帯するものじゃないけれども、今回広域のごみ処理施設を立地するにあたって、その周辺振興の部分という事で考えさせていただいてる部分でございます。勿論天井知らずというわけにはいかないと思いますし、いつどの時期に拠出をするのかというのは、これは構成市町村の今後の中長期の財政見通しにおいても非常に大事だというふうに考えております。ただ出来てしまってからやりますというのはなかなか難しいところございまして、概ね建設している時期に合わせた執行ができるようにという事を考えますと29年度から35年度までの期間に分割をして、こちらの周辺地区の振興の為の基金を積み立てさせていただいて、その中からこの地元の要望、これ町づくりの協議会というのを近々にも立ち上げていこうと思っておるんですけども。そこから上がってきたものを見まして、この基金の範囲の中においてやっという事でございます。これについてはどのぐらいの額を積み上

げるのかっていう事については、平成 28 年度中にこの関係市町村及び組合で協議をさせていただきたいというふうに考えているんですけども、私共の天理市地元の思いといたしましては、概ね奈良モデルの金額で市町村負担分をお助けいただく部分があって、勿論それは直接地元振興にあてる為という事では決してなく、あくまで広域化を県の方も押してくれる為という事でございますが、本来であれば国からの補助しか 10 市町村に対してはなくて、国の補助以外というのはその構成市町村で負担しないといけなかった分であるという事に鑑みますと、その相当額の範囲の中でこの皆さんと議論させていただいて、やっていけばなんとかそこは各構成市町村議会の皆様方にも今回の広域を実現する為に必要な経費という事でご理解いただけないかなと考えている次第でございます。7 条につきましてはこれは協定書の保管という事でございますので、それぞれ記名、押印の上、各 1 通を保有するという形の 7 条の構成になっているところでございます。恐らく経費に関する部分というのが一番皆様方のご関心かなというふうに考えているところでございますが、今の点で何か付け加えるところ事務局でございます、大丈夫ですね。という点につきまして、皆様方からもしご意見ご質問等あれば、お伺いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。いかがでございましょう。概ねの考え方のラインという事でございますけれども、よろしゅうございますか。

：ちょっとだけ、全く意見ないんですけども第 5 条の（2）のイに掲げられてる職員というのは、どういう職員になるのでしょうか。

天理市：さっそく本市の職員が来年度はここになって参りますけども、この事務組合の職員という形で働いていく事になります。それが何年そこにいるかというのは分からないわけですが、今後実際に稼働していく事になれば、相当長期間に亘って派遣元の自治体を離れてその施設の所で働く職員というのは想定されるわけございまして、その職員が 5 年とか 10 年とか 15 年とか中長期に亘った場合に退職金を派遣元が全部やるという事になると、いやそれは事務組合の為にほとんどその方のキャリア使ってるじゃないですかという事になるので、そこを組合勤続期間の相当分については派遣元とその事務組合で応分の負担をしていただければという事でございます。

：アとイの違いは。

天理市：アとイの違いですね、ちょっと説明してもらえますか。

総務課長：天理市の粕谷です。どうもいつもお世話になっております。アとイの違いですけども、アの部分につきましては奈良県市町村総合事務組合、いわゆる昔でいう退職手当組合に入ってるしゃる町村の職員の事を挙げております。イに関しましては天理市でありましたり、大和高田市の職員は組合に入っておりませんので、退職手当は市が直接支給する事になりますので、いわゆる普段からの負担金が発生するわけではなく、その退職時に一気に払いますので、その時に勤続する期間に応じて割らせていただくという事をお伝えしております。

天理市：具体的にはアに相当する自治体とイに相当する自治体がこの中で混在していると、そういう事ですね。イの方は基本的にどこですか。もうこの中にはっきり。

総務課長：天理市と[ ]は。

天理市：がそうですね。[ ]はそうなんですね。で、町村の皆さんからしたらアの適用だという事で。その他はいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。それでは又具体的な額等の所にかかってくる・・・だと思しますので、一旦この協定書（案）についてはご了承いただいたという事に基きまして、今後とも引き続きのご協議を宜しくお願い致します。ではその他の項目の所もご協議いただきたいというふうに思っておりますので、川口参与もう1回宜しく申し上げます。

参与：それでは、その他の項目で協議いただきたい案件がございますので、事務局よりご説明申し上げます。

総務課長：はい、それでは事務局から説明させていただきます。失礼して座ったまま説明させていただきます。議事1、特別職の報酬についてという事で説明させていただきます。地方自治法規定により組合議会の議員、監査委員、その他の委員、管理者、副管理者に対し、報酬を支給しなければならないと規定されております。額及びその支給方法については、条例で定めなければならないとされている事から、新しい組合の条例で定める事といたします。先行して設置されている県内の環境衛生組合や今後設置される予定の環境衛生組合の特別職等報酬比較表を資料で纏めさせていただいております。管理者、副管理者こちらに纏めさせていただいてる分については、管理者も副管理者も給与等は支給はされていないようですので、このように合わせていかさせていただきたいと思っております。基本的には後、議員とか監査委員の報酬については、[ ]が先行してされてますので、そちらを参考にされる予定の[ ]の例に習いたいと考えております。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。下にも書かせていただきますが、日額で支給する公平委員会の委員と情報公開審査会の委員については天理市の委員で一番日額で低いのが8,800円ですので、同じ方を兼ねてもらいますんで8,800円の額でお願いしたいと思っております、いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。そうしましたら次の議事については天理市長から説明をお願いいたします。

天理市：それでは、組合同約の第9条によりまして、副管理者については管理者より組合議会の同意を得て2名の方を選任するというふうに規定をされているところでございますけれども、選出方法についても皆様方から特段の意見がございましたらお伺いしたいと思っておりますがいかがでございましょう。特にないという事でしたら、事務局案を発案させていただければというふうに思うんですが、よろしゅうございましょうか。では事務局案、宜しく申し上げます。

総務課長：失礼いたします。事務局といたしましては、お二人いらっしゃる副管理者の内、お一人につきましては██████にお願いしたいと考えております。もうお一人につきましては、町村長の皆様で建制順での交代制としまして、当初は██████にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

天理市：市と市町村とお一人ずつという認識だったんですが、市が2市しかなかったものですから、そうすると██████で、町村についてはもう建制順という事でよろしいですか。ではご了承いただいたという事で。ありがとうございます。

総務課長：続きまして、議事3、組合議員の選出について説明させていただきます。規約第5条により定められております人数を、関係市町村の議会の議員の内から組合議員に選出していただくことと規定されています。当初3月議会で組合議員を選出していただくことと説明をさせていただいておまして、臨時議会を4月に開くという説明をしておりましたが、後程説明をさせていただく予算の専決処分の関係もあり、組合議員のご選出については6月末までにしていただき、7月に臨時会を開かせていただくと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思います。なお、それぞれ選出方法については関係市町村議会において決定していただくようお願い致します。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか、はい、ありがとうございます。続きまして議事4ですね、組合議会の定例会の招集時期について説明させていただきます。地方自治法第102条により、組合議会の定例会の回数を定めなければならないと規定されております。通常予算を議する定例会を2月頃に、決算を議する定例会を8月頃に招集させていただこうと考えております。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。続きまして、議事5、組合への派遣職員について説明させていただきます。組合職員については構成市町村から派遣職員をもって充てる事を考えていますが、ご存じのとおり組合設立後数年間については、建設予定地周辺地区住民等の対応が中心の業務となり、周辺地区住民からも、天理市が継続して責任をもって対応するようにして欲しいとの要望をいただいている事から、平成28年度設立当初は天理市からの派遣職員のみで構成したいと考えています。なお、平成28年度以降の職員派遣については運営協議会等で協議の上決定していただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いします。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか、ありがとうございます。続きまして議事6、予算案の専決処分について説明させていただきます。組合の平成28年度分の一般会計予算は、通常予算を4月1日の発足当日に管理者において専決処分しようと考えています。専決処分する理由としては、次のように考えております。本来ならば当分の間の暫定予算を組み、義務的経費のみで設立当初の予算執行をして、早急に業者選定し、執行すべき環境影響評価等委託料については、組合議会の臨時会の議決を待つて執行する事となります。いわゆる普段の必要な最低限の分を暫定予算組むべきかというふうになるんですけども、そうすると当初の計画より3カ月程度遅れる事になり、その遅れが新ごみ処理施設の平成35年度中の稼働目標に大きく影響する事になります。従来のごみ処理施設を延命して使用している市町村もあり、新ごみ処理施設の稼働が遅れると、その市町村に負担を強いる事になりますので、それを避ける為にも、早急に環境影響評価の事務執行をする必要がある為、専決処分しようと考えてい

ます。組合の平成 28 年度分の一般会計予算は各市町村の 3 月議会において、組合に対する負担金の審議の際に組合の歳出内容をご説明いただく事により、当該市町村からの負担金について、各議会のご理解を得られるものと考えております。組合の議員は各市町村議会から選出されますので、組合の予算を事前に承知される事となり、組合設立後の第 1 回の組合議会臨時会において、管理者が専決処分した予算の報告をし、ご承認していただけるものと考えています。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

天理市：いかがでございましょう。ちょっとこれは議会との関係なんで、重要な部分かなというふうに考えておまして、特に各議会の皆様方には初年度思ったより多いなというふうに思われる方もあるかもしれませんが、環境影響評価自体が一定予算が掛かってくるものでございますので、それをそれぞれ 3 月議会でご説明をいただくという形になってくる。それを通じて議会の皆様方に臨時会招集の時に聞いてへん話やという事にはならないかなとは考えておまして。

〃：3 月議会でご構成の市町村それぞれ 3 月議会の中で議会に対して報告をしておく、説明をしておくという形が必要かなと思いますけども。

天理市：ですから各来年度当初予算の中に負担金計上いただいていると思うんです。その負担金の中身をご説明いただいた時に、今後の組合設立後の臨時会での進め方という所についても、合わせて仰っておいていただけるとありがたいなというふうに考えております。

総務課長：何分、環境影響評価を遅らすわけにいかないんで、その辺が負担金の中に当然 28 年度分として含まれておりますので、その辺の・・・を各議会でお伝えいただいて説明していただければありがたいと思います。

天理市：正直その専決からすると沿うのかという部分になったりなると、金額の部分もそこそこ大きいものだというふうに考えておるわけですが、一方で本市も今何でこんなに急がんといかんのやみたいなのをやはり聞かれてる時に、36 年度に私共の今の炉は止まりますと、市民生活に大きな影響が出ますと、このスケジュールを遅らせるわけにいかない、是非ご理解いただきたいというふうに説明をこの 1 年間繰り返してきたところでもありますので、年度明け事務組合発足とともに、環境影響評価の作業に入っていきたいなというふうに考えているところでございます。今まで事務組合の中で専決に性質上沿うかどうかという部分については事務局の方では何か検討があります。

総務課長：実はですね、2 年前、平成 26 年度の 4 月ですね、皆さん入ってらっしゃる〃〃〃が発足する当初、〃〃〃デジタル通信統一するにあたって、スケジュール遅らせるわけにいきませんので、建設工事費を含めて 4 月 1 日に当時管理者の権限で専決処分されておりまして、その内容うちの環境影響評価を急がなければならぬという所は同じかと思っておりますので、同じような形で専決処分をさせていただきたいと思っております。

天理市：つまりそれは骨格的な部分だけじゃなくて、政策的と取られる部分についても過去の消防の広域の時に同じような形で専決させていただいた前例もある事からご理解いただきたいとそういった事務局説明です。

：理解はできてます。各議会で10市町村がバラバラの説明になったら矛盾が表へ出てきますんで、できましたら共通の説明を今組合設立に向かっては許可とか認可とかこういう進め方してますけど、組合設立は35年ですか、供用開始に向かってこういうスケジュールで進もうとしてますけども、1枚のペーパーでも作ってそのデータを基に各市長が議会で説明すると、そういう形にしていだければ。

参 与：説明資料の方は事務局の方で作成させていただいて、担当事務の方にお渡しするようにさせていただきます。

天理市：そういう形で説明ぶりを統一させていただくという事によろしゅうございますか。ありがとうございます。28年度に計上させていただくにあたって、私自身も今年度については分かったと、ところで29年度以降どのくらいの・・・掛かっていくんだという事についても、議会でご関心の方いらっしゃるかなというふうに思うんですけども、今具体的な予算全体像で何年度にどのくらいになってくるというところは、まだちょっと精査を続けているところがございます、できるだけ早くにお示しを出来るように努力をしていきたいと考えております。

参 与：それでは本日本日予定していた議事は終えたわけでございますけれども。

企画課長：すみません、それでは平成28年度予算案の説明をさせていただきます。今日お配りしております平成28年度予算案に沿いましてご説明の方させていただきます。まず組合としてなんですけれども、歳入ですが、参加市町村からの分担金と国庫支出金が歳入になります。1. 分担金につきましては歳出予算総額から国庫支出金を差し引いた1億6,902万7千円を計上しております。負担の割合につきましては、焼却費及び粗大・リサイクル費を各市町村のごみ量割で負担していただきます。次の2. の国庫支出金についてでございますが、循環型社会形成推進交付金といたしまして、環境影響評価の5,500万とごみ処理施設基本計画の2,300万の事業に対しまして、国からの補助率が3分の1になりますので2,600万円を国庫支出金として計上しております。次に歳出の方をご説明させていただきます。歳出につきましては、1. 議会費になりますが、先程説明ありましたように年間の議員報酬といたしまして、議長が1万5千円、副議長が1万円、議員の方が10名おられますが1万円という事で合計12万5千円を計上しております。2. の総務費でございますけれども、この中には各種委員報酬、人件費、旅費、需用費、顧問弁護士料、車両購入費、パソコン購入費等で8,069万3千円計上しております。主には人件費の7,000万円でございます。次の3. 事業費についてでございますけれども、平成28年度につきましては、環境影響評価とごみ処理施設基本計画を実施していきます。それに伴いまして、その焼却施設と粗大・リサイクル施設の事業用地ですけれども、この土地につきましては借地として

借上げますので、その土地の土地鑑定料と土地の借上料含めまして1億1,054万4千円を計上しております。なお、環境影響評価につきましては、来年度の平成28年度から31年度までの4年間の事業です。全体の総額が2億2,000万になっておりますので、その4年分の間の内の1年分という事で4で割りまして、本年度は5,500万とさせていただいております。又、ごみ処理施設基本計画につきましては平成28年度の単年度事業でございますので2,300万円とさせていただいております。次に4. 予備費でございますけれども、予備費につきましては366万5千円という事を計上させていただきまして、歳入歳出1億9,502万7千円という形の予算案でございます。続きまして費用負担ですね、予算案の所に丸が二つあると思うんですけども、費用負担の考え方についてご説明させていただきます。これにつきましては、事前に行われました事務担当者会議で費用負担の考え方を説明して下さいという事で、ご要望がありました中で記入の追加をさせていただいております。歳出の中で1. 議会費、2. 総務費、4. 予備費につきましては一部事務組合を運営していく為の共通経費という考えの中で焼却事業と粗大・リサイクル事業に分けて考える事が非常に困難であります。その為10市町村による全体のごみ量で負担割合を算出させていただきます。なお、協定書第2条の規定によりまして、稼働期間までの期間につきましては廃棄物実態調査の焼却処理量割で算出させていただきます。施設が稼働いたしましたらその後につきましては又、別途協議を行い算出させていただく予定でございます。なお、3. の事業費につきましては、これは焼却部分と粗大・リサイクル部分、参加する市町村が異なりますので、焼却事業と粗大・リサイクル事業に分けて、それぞれが参加される市町村のごみ量割で負担割合を算出しております。なお、先程同様、協定書の2条の規定によりまして、施設が稼働するまでの期間につきましては、廃棄物実態調査の焼却処理量割で算出させていただきます。施設稼働後につきましては又、別途協議で算出させていただくというふうに予定をしております。次の丸の部分でございます。平成28年度には先程ご説明させていただきましたように、環境影響評価とごみ処理施設基本計画を予定しております。その負担割合の考え方をここに表で纏めさせていただいております。まず、環境影響評価につきましては、負担割合の所を見ていきますと、焼却が9、粗大が1というふうになっておりまして、この割合を算出するにあたりまして、業者の方から見積を取らせていただいております。その見積の額を個別に比較をして、事務担当者会議で細かい所はご説明させていただいたんですが、その金額を比較していきますと焼却が91%、粗大・リサイクルが9%という形になりましたので、今回は9対1という割合の方選出させていただきました。それと次のごみ処理施設基本計画についてでございますけれども、この部分につきましては、これも業者の見積をとらせていただきまして、その設計書の中で直接人件費という人件費の項目が非常に大きな部分でございます。この人件費の部分の負担割合が焼却が6、粗大・リサイクルが4という事で、業者の見積等算出されておりましたので、今回はこの割合を使用させていただきまして焼却が6、粗大・リサイクルが4という割合を出させてもらっております。以上で平成28年度予算案の説明の方終わらせていただきます。宜しくご審議の方お願い致します。

天理市：はい、これについては基本的な考え方は稼働前については継続していくかなというふう  
に考えておりますけれども、皆様方からご意見ご質問等いかがでございましょうか。よろし



ゆうございますか、特に1. 2. 4. の議会費、総務費、予備費これについては、勿論この中でも特にリサイクル事業に参加される自治体と参加されない自治体が両方あるわけなんですけれども、少し体制から言っても分け辛い部分がございます、これについては一緒に事務組合をやっていく上で必要なものだと、ここの部分のご理解を特に参加されない自治体についてご理解いただく事が大事かと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

：費用負担の考え方の上の部分のリサイクル事業に分ける事が困難である為 10 市町村による全体のごみ量で負担割合を算出させると書いてますけれども、全体の割合というのは焼却ごみの割合の事を指して言うてるねんね。全体っていうのは。

企画課長：施設が稼働するまでは、焼却ごみ量全体で負担割合を算出させていただきます。

：そこを全体というとな、粗大もリサイクルも。

企画課長：焼却ごみだけです。

天理市：ちょっとそこ表現改めまして分かりづらい、リサイクルも入ってるように見える。

企画課長：焼却ごみ量で割合を算出させていただきます。

：あえて聞きました、反論しませんので。

天理市：では、ご了承いただいたという事でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

参 与：ありがとうございました。それでは本日本日予定しておりました議事はこれで終わりました。ただこうして一堂に会していただく機会というのはそうそうございませんので、35年の稼働に向けて何かこういう事を聞きたい、どんな事でも結構ですので、ございましたら今の機会でご質問していただけたらと思うんですけれども。

：あのね、今・・・、私も認識不足でこの1、2、3、4、5、6ですか、山辺・県北部の広域環境衛生組合 10 市町村ですが とか になってますねんけど、これの市町村名はどないなります。 はどこどこが入ってるのかな。そんなん分かります。

： はこの漢字の通り。 は と 、 の 3 市村ですね。 はご存じだと思いますけど ですね。あとは 事務組合、これ相当あったと思うんですけど、ちょっと記憶できてません。

企画課長：4市4町です。

：よろしいでしょうか。■■■■はご案内のとおりだと思いますけども、■■■■等々の■■■■です。

■■■■：1つだけしっかりと強調しておきたいなと思う点が、このような運営協議会で全体を話し合いしながら進めていきます。そして議会には管理者、副管理者という立場で出ていきます。その運営協議会と議会との関係をできれば首長全員には議会の流れや現場の雰囲気と共に感じていただければ、一番スムーズな運営協議会が開けていく、そこをどういう具合な全員が何かの形で議会に出ていけるのかとかそこらどうですやろか。

参 与：議会とは別に運営協議会というのを規約の中でうたっております、そこには各長が全て出ていただくという事になっておりますので、問題点が発生すれば管理者が招集かけてその運営協議会で話し合ってくださいという形になると思います。

天理市：ですから、議会にかけていくラインについては基本的に事前に運営協議会で話をして、それでやらせていただくと。ただそれが議会で色んなご指摘事項いただいた場合にリアルタイムで聞いている方と聞いていらっしやらない方が出てくるという事なんだと思います。ただ議会に全員又出ていくと結構それをご負担の部分はあるかなというふうにも思いますけれども、どうでしょう、議会で指摘事項あったものはもしすぐ協議が必要なものは改めて運営協議会に再度諮るか、そこは他の。

■■■■：できるだけ僕は議会のその場に居てた方がスムーズに会議が進むような。私が2つのこういう協定の組合に入る条件は、1つは4人全員が管理者、副管理者というので全員が打ち合わせに来てます。そしてもう1つは4市4町の清掃組合の方は管理者、副管理者は3名で後の会長さんは議員の立場で議会に参加していただいと。2名ずつの割合だったら会長1名議長1名というような形で参加していただいと。それは両方共、私が入ってる2つには両方の管理者といえますか、構成会長は議会に出てますんでね。説明が非常にしやすい、理解が早いという気がしますんで。

天理市：最初の規約の時に特に町村1名の議員・・・決めているところがありまして、別途規約改正。

■■■■：仮にその・・・直接行かんでも何かの形で議会に各会長が参加できたら一番。

■■■■：■■■■が言うてる話、我々も一緒ですわ。それで前から首長、理事者側が議員として委員として入るっちゃうのはいかなものかという意見もあつたりしますんでね、考え方としてなかなか難しいところあるのかな。

天理市：議員として座ってるという事だと、議決を得ていく時に行政とご判断いただく所の振り分けが若干。

：広域消防の場合は首長が出る年と議員が出る年と交代交替に全部のバランスを考えて漏れなく出て下さいやっという形とりますやん。そやから首長はかなんでもせめて・・・私は同じように一議員という立場で議会に出ただけのっていうのはどうですか・・・。

天理市：みんなで議論する重要性とか、状況を把握しているのを分かる。

■■■■：・・・。

天理市：例えば1票差みたいなんでこうやるなら、あんまりそういう事態想定したくないですけど、凄く微妙な議論の時に多数決をとって、本来は理事者側、評定側にいるはずの首長の皆さんが議会の方で票を入れてやった事になると、それ出来レースやんかって。ただそれやったらいっその事副管理者なり何なり、理事者側の事で来られてる皆様方を入れ込んだ方がスムーズというか。それでいくと今から改めて規約の部分で副管理者。

：議員の定数の問題もあると思うんですよ。今言っではるように我々の管理者として、そして議員の一員でもある。議員の中でも何分の1かの人数です、首長って。その中で議員の方からも何で首長がそこに入るねんってお前ら何で議員として採決とらなあかんねんっていう問題もある。ですから今言うてはったように、例えば議員からも1名、首長が1名というふうなあり方を考えていかんと全てちょっと問題になるんちゃうかな。

天理市：いっその副管理者にみんなになっていただくか、或いはその時、発言権ない形だけど、オブザーバーという形で空間に取り敢えず・・・いただくかなと、どうですか。

：全員副管理者という立場をとられるとか、発言権の無い立場での出席というどちらかの選択になるのかなと思います。

■■■■：せやけどまあ、副管理者、折角、■■■■そういう意見で言ってくれてはるけど、全員が副管理者は要らんわな。

：市長、私も事務局から今教えてもらったんですけど、これもご判断になると思いますけども規約の9条で副管理者2人置くという事で定められてると。但し書きで組合条例で定数をどうかする事ができるという規定がありますので、そこでもし副管理者という立場をとられるのであれば、そこに対応する事は出来る。この規約自体を変えなくても出来るのかなと・・・。

天理市：副管理者という立場をとっていただいた方がお忙しい中ご出席していただいたり、或いはいざという時に発言しやすいのかなというふうにも思いますが、そこを全員副管か、でも要は情報共有その場に出た議論、或いはそれぞれの市町村から出ていただく議員が、何を・・・の議員で何か高らかに演説される方がいた時に、その人が何を言ったかが、

正にその理事者が全然聞いた事もないというのいかにかなものかというのも■■■■のご指摘だったかなと思うんですけども。それをオブザーバーか副管理者か、これどうでしょう、もうはっきりした形にするかどっちか。

■■■■：まず、運営協議会のメンバーが参加するか、色んな形ちゃうで、その場にいた方がいいと判断するさかいにどうしようかってなる。もしそこで、そんなん要らんでっていう議論やったらもう前へ行かないし、そんなんどうですやろか。

天理市：それは色々な議論が今後金額の事も含めて出る可能性ありますんで、或いはどういった運営にしていくなか等ですね。非常にご関心も高い議員もいらっしゃると思います。議会によってどういうお立場の方がその市町村の枠の中から出席されるかというのは、私共からこの方来て下さいというのじゃなくて、各議会ご選出いただく形なんで、勿論管理者で予定させていただいてる立場としては、それぞれお越しいただいた方がありがたいなという思いがございますけれども。

：リアルガチに情報掘りこんでの方がいいと思いますけどね。オブザーバーって意見が求められたら・・・ありませんので、認められなかったらどうするという事を。

■■■■：証言の不完全燃焼が多い、実際にその商品会に参加しているメンバーと参加していないメンバーで、資料も入ってけえへんし、結果論でしか入ってけえへんしっていうのが非常にうちらは最初10市町村で■■■■が代表で出てますんで、こんな変わるわけないずっと■■■■が代表者で。情報がそっからしか入ってきやへんさかいに、この前も・・・会兼ねてやったでしょ。■■■■を囲んで・・・、それに会合別に開かなければ共通した意見作られない。それやったら会長という立場でオブザーバーになるのか、ポジションが違うのか知らんけども、同じ空気を同じ場所で吸うてたら理解が全然違いますわ、同じ進みでも。

天理市：仮にオブザーバーで出ていただくとしたら、それは初めに何か規定か何かいるんでしたっけ。議会自体公開というか。

総務課長：通常議会ですんでね、傍聴できるような形で本来でしたらそういう場は公開という事になるかと思うんです。副管理者今2名いると思うんですけども、条例で数を増やす事ができるという事で、皆さんを委託という事もできます。そうすれば当然理事者として出る事になります。それ以外の副管理者は2名であっても、何か参加する方法がもしあるようでしたらちょっと研究させていただきたいと思います。

天理市：一旦すみません、この場で結論出ない感じもあるので、他の事例見させていただいて恐らく年2回くらいであったら出席する事自体やぶさかではないというような事で認識いただいているようなふうに思いますので、その出ていただき方ですね。ちょっとご提案をさせていただきたいというふうに思います。よろしいですか。ありがとうございます。

：先程、職員の派遣の所で、28年度は地元対応の問題もあるので天理市で中心的にやらせていただきますと、29年度以降については又、別途協議をしながらという説明を受けましたけども、最終的に事務組合の職員は何人程度想定しておられるのか、派遣の形はどういうふうに考えておられるのか。もし考えておられるようやったら、ちょっと聞かせていただいたらどうかと。

総務課長：説明させていただきます。当初は天理市の職員で7名、ひよっとすると6名になるかもわかりませんが始めさせていただきますが、実際に建設工事が始まる前ですね、我々事務の職員ですので、技術者も必要になってくるかと思っておりますので、一旦そこで人数が増える事になるかと思います。それと実際に焼却場が完成した後なんですけども、まだそこはどのようなふうな形でその焼却場を運営していくかというのは決まってない状態ですんで、業務委託をすればそれほど正規の職員は必要ではないかと思っておりますし、組合が直営するとなれば、それなりの職員がやはり必要になってくるかと思っておりますので、その辺を検討しながら職員を最終的には何人になるかというのを見ていきたいと思っております。

天理市：ですから一つの案としては今の状態で行って、建設をするタイミングで現在の部隊にプラスα必要であると。その稼働後からいって。ただし稼働の部分のこういった施設になるかというのをごみ処理施設基本計画の中で具体化していかなあかんわけですよ。それでこういったスペックの施設になるかという所と、後は運営、機械を動かす事態を委託の形でするのか直営にするのかそれで職員数も結構変わってくる所があるので、それはこれからまずは事務レベルで担当者会議の中で揉んでいってどういう形式にするかという事を出るだけ早く明らかにしていこうと。ただもし出していただかないといけないという事になると、今後の採用だとか人ぶりの所に大きく関わってくるというのがご意見のポイントかなというふうに思っておりますので、それは見通しとしてはいつぐらいに立てられますかね。

企画課長：28年度で基本計画を作りまして、その中で施設の規模をどうするかというのがあります。29年度、30年度くらいにDBOですね、どういう形で焼却施設を運営したらいいかというような事業をさせていただきますので、そのところで実際の焼却施設を民間に包括的に運営を出していくのか、直営でやるのがいいのかという所を協議させていただきますので。

天理市長：今それ各々又人の話で議会にもちゃんと説明していかないかと思うんですけど、10市町村の中でも分かれてるんですね、うちはとかが・・・の所は委託してますけど、直営でやられてる所もございます。

参 与：ただ稼働までの間と稼働後っていうのはちょっと変わってくるんで、ただ仰ってるのは稼働までの間の職員の人数はどのくらいいるかという事を仰ってるのかなと思うんですけども。

：稼働前稼働後もあるんやけど、組合として我々も組合の一員やからその話、変な話やね

んけど天理市がこれから色々な形の中で考えてくれてはると思うんで、概ね今の段階でどれくらいの人員を想定しておられるのか、それによって例えばこんだけの首長揃ってるんで、それぞれ一人ずつ出せっていう事なのか、グループで出せっていう事なのか、あんととごみ多いさかい出しなはれという事なのか、その辺はどうなんかなという事なんですわ。

天理市：分かりました。できるだけ早く全体像を纏めさせていただきたいと思います。正直今うちも他の部署の業務を考えると、現状出してるメンバーでもうほぼカツカツでこれ以上プロパー出すと他の仕事が回らへんという所に近づきつつございますので、それは率直にまず担当レベルの会議の所で議論させていただきたいと思います。問題ご指摘いただいたという事で。いかがでございましょう、他のご意見等。

：ごみの分別、リサイクルについて地元交渉していただいている中でどの程度の話が出ているのか。勿論議会の方でもリサイクルが後退しないようにというような事を議会で行われておりますので、方式にも関わってくると思いますんで。

参 与：分別につきましてはこの会議が終わった早々に事務担当者会議を開いて分別方法を含めて、ごみ処理計画を作っていくかなあきませんので、早急に会議を開きたいと思っております。

天理市：地元との関係で言いますと、やはり議員もそうですし、地元もそうですし、広域化する事によって減量化努力だとか、或いは過度に大きな施設造るんやないやろかというようなご指摘はいただいているところでございます、それに対して今申し上げてるのが、今後稼働した後、実際のごみ負担の割合でそれぞれの財政的な拠出額が変わってくるんで、自分の所が努力してるのに負担額が減らへんやないかとかっていう事にはならず、インセンティブについてはそこはちゃんと担保されるような形にはしていってますと。今我々が色々な資料で概ね単純計算すれば 360t ぐらいというような形のスペックで計算してますけれども、実際にはこれからごみ減量化計画それぞれの自治体で作っていく中で、その差上げた額になってくると。

参 与：今分別で一番進んでるのは■■■■だというふうに聞いております。だからその辺を統一するのに、■■■■に合わせるかどういふ分別の仕方にするのかというのは協議した中で、これから決めていきたいなど。

天理市：一番、各自治体が分かれてるのは例えばどんなんですか。

企画課長：プラスチック製容器包装ですね、プラマークのついてるやつを資源として集められるのか、可燃物で集められてるのが一番の変わっている所です。協議していかなという所やと思います。

天理市：可燃物になっているのがその分多いわけですね。

企画課長：そうです。焼却ごみ量が増えると、それに伴って施設が大きい施設が必要になりますので、その辺は進んでる所に合わせていくのが基本だと思っております。

天理市：ただ市民生活にも結構関わってくる部分で、それをちゃんと各自治会でやってもらえるのかっていう所の実行性の部分もあると思いますんで、後退していただくという事では基本的に説明が成り立たないとは思うんですけども、一度それは議論の中身とさせていただきたいと思います。いかがでございましょうか、他にご質問ご意見等ございませうでしょうか。

参 与：取り敢えず、今日の所はご臨席もいただいたという事で。

天理市：今後今いただいたご意見を基に、いつくらいにその事務レベル会議やって、この皆さんが集まっていたく運営協議会の形はいつかっていうのは、今の揃ってはるうちに。

参 与：今のところ実は決まってない。それでは各市町村長におかれましては、今後共組合設立、組合運営につきましてご指導ご協力を宜しくお願い申し上げます。最後に天理市長からご挨拶がございませう。

天理市：今日は大変お忙しいところ長時間ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。非常に大きな進展といたしましては、いよいよこの設立に向けた協定書案の所が、皆さんにご了承いただいて案をとれる形になったという部分でございませう。又各予算案の所につきましては、それぞれの3月議会でご説明をいただかないといけない部分でございまして、先程来ご指摘いただいておりますように、きちっと説明ぶりに齟齬がないようにこれはしっかり調整をしていきたいというふうに考えております。また今いただきましたそれぞれのご指摘事項についても、まずは担当者間の中で詰めていけるようにやっていきたいと思っております。この場でもしご発言されなかった点についても、やっぱりこれ大事な点ではないかというようなものがございましたら、ぜひ各担当課から天理市の方に言っていただければというふうに思いますんで、引き続いてのお力添えご鞭撻の程宜しくお願い致しまして、今日の会議を閉めさせていただきます。どうもありがとうございました。

参 与：ありがとうございました。本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上

